

ご質問にお答えします。



＜補助対象者＞	
Q1 申請者は誰になりますか？	A1 <u>対象住宅に居住しており、かつ所有している人です。</u> 空き住宅再生の方は、市内の空き住宅の所有者で、定住を目的としてリフォームする人です。どちらも工事の契約者であることが必要です。 ※施工業者は申請者ではありませんが、手続きにあたり、施工業者が代理として窓口を持参されることは構いません。
Q2 居住している家のリフォーム補助を申請したいが、家の所有者は親になっています。居住している自分が申請者として補助を利用できますか？	A2 利用できます。その際、親子関係が分かる書類（住民票等）が必要です。詳細は 11 ページの「申請者と住宅所有者が異なる場合の提出必要書類」をご覧ください。
Q3 公共下水道等供用開始区域においては公共下水道等の接続が条件となっていますが、供用開始から 3 年以内に接続を予定しています。補助申請はできますか？	A3 <u>できません。</u> 公共下水道等供用開始区域においては、公共下水道または農業集落排水に接続済みであること、当事業の補助対象工事で接続すること、「排水設備等計画確認申請書」をガス水道局管路課へ提出済であることのいずれかに該当していることが条件になります。
＜補助対象住宅＞	
Q4 現在工事中ですが、申請できますか？	A4 既に実施中の工事や契約済の工事は、申請できません。
Q5 補助対象住宅は住宅等となっていますが、等とはどこまでの建物のことになりますか？	A5 主に生活の用に供している附属家で、住宅用の物置・車庫や土蔵が該当します。
Q6 附属家とは何ですか？	A6 通常、物置や車庫のことであり、固定資産税・都市計画税の納税通知書の課税明細欄に「附属家、土蔵」と記載されている建物のことになります。
Q7 カーポートの改修は補助対象となりますか？	A7 カーポート（いわゆる柱と屋根だけで建てられたもの）は、固定資産税の家屋として課税されない構築物であり、附属屋として登載されていませんので補助対象外となります。
Q8 車庫が住宅から離れた敷地にありますが、補助対象となりますか？	A8 <u>主に生活の用に供しているものであれば補助対象となります。</u> ただし、あまりにも遠くに離れていると、生活の用に供しているとはいえないので補助対象外となります。 <u>対象範囲は住宅からおおむね 200m 圏内とします。</u>

Q9 住宅（母屋）を、平成30年度に本補助金を使用してリフォームしましたが、令和7年度に行う車庫のリフォーム工事を再度申請することはできますか？	A9 令和2年度以前に補助金の交付を受けていても令和7年度の申請は可能です。※令和3～6年度に補助金の交付を受けている場合は申請できません。
＜補助対象工事＞	
Q10 住宅リフォーム促進事業以外の補助制度を利用してリフォームをする予定ですが、補助はどうなりますか？	A10 住宅リフォーム促進事業以外の国や都道府県、上越市の補助制度を利用する場合は、その補助対象部分の工事費用について当制度の補助対象になりません。それ以外で当制度の補助対象部分が10万円以上であれば、その部分について補助対象です。申請時に見積書の写しが必要ですが、「住宅リフォーム以外の補助金」の工事費用と、当制度の補助対象部分の工事費用とがわかるように作成してください。なお、工事内容が別であっても「連たん家屋防火対策枠」、「子育て・若者夫婦世帯支援枠」、「空き家定住促進利活用補助金」、「定住促進生家等利活用補助金」は併用利用できません。
Q11 店舗等との併用住宅の場合、補助対象工事費の対象範囲は？	A11 住居部分についてのみ補助対象です。屋根のリフォーム等で、対象範囲が明確でない場合は、住居部分と店舗部分の床面積にに応じて、補助額を算定します。
Q12 ルームエアコンの取り換え、取り付けは補助対象工事となりますか？	A12 家電製品の購入設置は、製品の購入が主なので、設置工事費も含めて対象外です。なお、室内の壁工事に伴うエアコンの取外し・再取付費用は対象となります。
Q13 個人でリフォームする予定ですが、材料費など補助対象となりますか？	A13 補助対象工事は、施工業者を通じてリフォームを行う場合に限っていますので、ご本人が施工する場合は対象外です。
Q14 外構工事と合わせて、住宅の外壁のリフォーム工事をする予定ですが、補助はどうなりますか？	A14 外構工事は一部を除き補助対象工事費に含みません。外壁のリフォーム工事のみが補助対象工事です。申請時に見積書の写しが必要ですが、外構工事と外壁工事の詳細が分かる見積書を添付してください。
＜施工業者の条件＞	
Q15 工事を依頼する施工業者は市外に本社のある業者の予定ですが、補助の対象となりますか？	A15 施工業者は、市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者に限りますが、住宅等建築時の元請け業者であれば、市外本社の法人・個人事業業者も補助の対象です。（その場合、施工業者が建築したことを証明する書類または当時の確認申請の写しの提出が必要です。）
Q16 市内本社の施工業者はどこにありますか？	A16 市では業者の斡旋はしておりませんので、建築組合等にご確認ください。

＜申請時の提出書類＞	
Q17 事業計画書の工事内容はどのように書けばよいですか？	A17 工事ごとに書いてください。また、市の他の補助金や外構工事などの補助対象外の工事があれば、別途に記載してください。
Q18 事業計画書の施工業者欄はどのように記載すればよいですか？	A18 施工業者との契約が1社の場合は、その1社のみを記載してください。施工業者が複数の場合には、すべての施工業者を記載してください。
Q19 工事施工前の写真は必要ですか？	A19 事業計画書や見積書に記載されている工事が未着手であることを確認するために必要であり、工事施工箇所ごとに撮影してください。（施工中、施工後と合わせ実績報告時に提出してください。）
＜その他＞	
Q20 補助金交付決定前に事業着手したい。	A20 補助金交付決定前事業着手届を提出することにより、提出日以降に契約し工事に着手することができます。ただし、その後の審査で補助対象要件に該当しないことが判明した場合、補助金は交付されません。
Q21 当初申請時から、工事内容や工事金額が変わった場合はどうすればよいですか？	A21 補助金は申請された工事内容に基づいて交付決定しています。そのため、交付決定後に施工業者や工事内容の大幅な変更、工事費の減額の結果、補助金額が減額になる場合は、補助金変更交付申請書の提出が必要となります。
Q22 申請書類を書き間違えてしまいました。修正液で修正してよいですか？	A22 修正液や修正テープでは修正せず、二重線を引いて空きスペースに正しいものを記載してください。
Q23 受付開始が5月13日（火）となっていますが、4月22日に施工業者と契約をした場合は申請は可能ですか？	A23 本事業は申請後交付決定、契約、工事着手となりますが、交付決定前に事業着手したい方は補助金交付決定前事業着手届を提出することにより、提出日以降に契約し工事に着手することができます。よって、5月13日より前の日に契約したものは申請ができません。
問い合わせ先：建築住宅課 住宅対策係 TEL：025-520-5786	